#### 議案第4号

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児 童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例 の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児 童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例 の一部を改正する条例

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例(令和元年杉並区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 保育に従事する者の数が、当該施設の主たる開所時間である11時間 (開所時間が11時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。)において、満1歳に満たない小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上、かつ、一の施設につき2人以上、当該施設の主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人(保育する小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人)以上であること。ただし、1日に保育する小学校就学前子どもの数が19人以下である施設においては、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)については、1人以上とすることができる。

第3条第1号ア(イ)中「以上は」を「(保育に従事する者が2人以下の場合に

あっては、1人)以上に相当する数のものが」に改め、「する事業実施区域」の次に「(以下「事業実施区域」という。)」を、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)」を加え、同号アに次のように加える。

(エ) 国家戦略特別区域限定保育士がその業務に関して国家戦略特別区域限 定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、 当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第3条第1号オ(ア)中「調理器具、配膳器具」を「調理、配膳」に改め、同号カ中「安全管理に」を「安全確保に」に改め、同号カ(カ)中「、医療用品等」を「その他の医療品」に改め、同号カ(チ)中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同号カ中(チ)を(ニ)とし、(タ)を(ナ)とし、同号カ(ソ)中「書面」の次に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、同号カ中(ソ)を(ト)とし、(セ)を(テ)とし、(ス)の次に次のように加える。

- (セ) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。
- (ソ) 賠償責任保険契約を締結する等、保育中の事故の発生に備えた措置が 講じられていること。
- (タ) 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事(指定都市等又は児童相談所設置市においては、当該指定都市等又は児童相談所設置市の長。以下「都道府県知事等」という。)に報告する体制がとられていること。
- (チ) 事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していること。
- (ツ) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の 事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられている こと。

第3条第2号中「第6条の3第9項」の次に「又は第12項」を加え、同号ア (ア)中「おおむね」を削り、同号ア (ア) に次のただし書を加える。

ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども5人につき1人以上であること。第3条第2号ア(イ)中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 前号ア(ウ)及び(エ)、ウ(ア)から(ウ)まで並びにエからカまでに 掲げる基準の全てを満たしていること。この場合において、同号オ(ア)中 「調理室」とあるのは、「調理設備」と読み替えるものとする。

第3条第3号ア中「おおむね」及び「原則」を削り、同号アに次のただし書を加える。

ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること。

第3条第3号イ中「全ての者」の次に「(採用の日から1年を超えていない者を除く。)」を加え、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号エ中「、ウ(ウ)」を「及び(エ)」に、「(チ)」を「(ニ)」に、「基準」を「基準の全て」に改め、同号工後段を次のように改める。

この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同号エ(キ)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同号カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同号カ(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ(テ)中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。

- 第3条第3号中工をオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。
  - ウ 防災上の必要な措置を講じていること。
- 第3条第4号アを次のように改める。
  - ア 保育に従事する者の数が小学校就学前子ども1人につき1人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること。
- 第3条第4号イ中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号エ中「、 ウ(ウ)」を「及び(エ)」に、「(チ)」を「(ニ)」に、「基準」を「基準の 全て」に改め、同号工後段を次のように改める。

この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同号カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ(エ)中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同号カ(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同号カ(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ(テ)中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、同号カ(ニ)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。

- 第3条第4号中工をオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。
  - ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に係る施設等利用費の支給について、対象となる施設の基準を改める必要がある。

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児 童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例 の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例 <sub>|</sub> 旧 条 例

(児童福祉法第59条の2第1項に規定 する施設に関する経過措置)

- 第3条 杉並区は、子ども・子育て支援 法の一部を改正する法律附則第4条第 1項の規定により法第7条第10項第 4号に掲げる施設とみなされる施設に 係る法第30条の11第1項の規定に よる施設等利用費の支給については、 特定子ども・子育て支援施設等である 当該施設のうち、次の各号に掲げる施 設の区分に応じ、それぞれ当該各号で 定める基準を満たすものが提供する特 定子ども・子育て支援を受けたときに 限り、行うものとする。
  - (1) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設以 外の施設であって、1日に保育する 小学校就学前子どもの数が6人以上 であるもの 次に掲げる基準を満た していること。
    - ア 保育に従事する者の数及び資格 に関する基準は、次のとおりとす る。

(児童福祉法第59条の2第1項に規定 する施設に関する経過措置)

- 第3条 杉並区は、子ども・子育て支援 法の一部を改正する法律附則第4条第 1項の規定により法第7条第10項第 4号に掲げる施設とみなされる施設に 係る法第30条の11第1項の規定に よる施設等利用費の支給については、 特定子ども・子育て支援施設等である 当該施設のうち、次の各号に掲げる施 設の区分に応じ、それぞれ当該各号で 定める基準を満たすものが提供する特 定子ども・子育て支援を受けたときに 限り、行うものとする。
  - (1) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設以 外の施設であって、1日に保育する 小学校就学前子どもの数が6人以上 であるもの 次に掲げる基準を満た していること。
    - ア 保育に従事する者の数及び資格 に関する基準は、次のとおりとす る。

(ア) 保育に従事する者の数が、 当該施設の主たる開所時間であ る11時間(開所時間が11時 間以内である場合にあっては、 当該開所時間。以下同じ。)に おいて、満1歳に満たない小学 校就学前子どもおおむね3人に つき1人以上、満1歳以上満3 歳に満たない小学校就学前子ど もおおむね6人につき1人以 上、満3歳以上満4歳に満たな い小学校就学前子どもおおむね 20人につき1人以上、満4歳 以上の小学校就学前子どもおお むね30人につき1人以上、か つ、一の施設につき2人以上、 当該施設の主たる開所時間であ る11時間以外の時間帯につい ては、常時2人(保育する小学 校就学前子どもの数が1人であ る時間帯にあっては、1人)以 上であること。ただし、1日に 保育する小学校就学前子どもの 数が19人以下である施設にお いては、複数の満1歳未満の小 学校就学前子どもを保育する時 間帯並びに夜間及び午睡の時間 帯以外の時間帯(安全面の配慮 が行われた必要最小限の時間帯

(ア) 保育に従事する者の数が、 満1歳に満たない小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上であること。ただし、当該者の数は、2人を下ることはできないこと。 <u>に限る。)については、1人以</u> 上とすることができる。

(イ) 保育に従事する者のうち、 その総数のおおむね3分の1 (保育に従事する者が2人以下 の場合にあっては、1人)以上 に相当する数のものが、保育士 (国家戦略特別区域法(平成2 5年法律第107号)第12条 の5第5項に規定する事業実施 区域(以下「事業実施区域」と いう。)内にある法第7条第1 0項第4号に掲げる施設にあっ ては、保育士又は当該事業実施 区域に係る国家戦略特別区域法 第12条の5第2項に規定する 国家戦略特別区域限定保育士 (以下「国家戦略特別区域限定 保育士」という。)。以下同 じ。) 又は看護師(准看護師を 含む。以下同じ。) の資格を有 する者であること。

#### (ウ) 略

(エ) 国家戦略特別区域限定保育 士がその業務に関して国家戦略 特別区域限定保育士の名称を表 示するときに、その資格を得た 事業実施区域を明示し、当該事 業実施区域以外の区域を表示し

(イ) 保育に従事する者のうち、
その総数のおおむね3分の1
以上は
、保育士
(国家戦略特別区域法(平成2
5年法律第107号)第12条
の5第5項に規定する事業実施
区域
内にある法第7条第1
0項第4号に掲げる施設にあっ
ては、保育士又は当該事業実施
区域に係る国家戦略特別区域法
第12条の5第2項に規定する
国家戦略特別区域限定保育士
。以下同
じ。)又は看護師(准看護師を
含む。以下同じ。)の資格を有
する者であること。

ていないこと。

イ~エ 略

- オ 給食に関する基準は、次のとおりとする。
  - (ア) 調理室、調理、配膳
    - \_、食器等の衛生管理が適切に 行われていること。

(イ)及び(ウ) 略

- カ 健康管理及び<u>安全確保に</u>関する 基準は、次のとおりとする。
  - (ア)~(オ) 略
  - (カ) 必要な医薬品<u>その他の医療</u> 品が備えられていること。
  - (キ)~(ス) 略
  - (セ) 事故発生時に適切な救命処 置が可能となるよう、訓練が実 施されていること。
  - (ソ) 賠償責任保険契約を締結す る等、保育中の事故の発生に備 えた措置が講じられているこ と。
  - (タ) 事故発生時に速やかに当該 事故の事実を都道府県知事(指 定都市等又は児童相談所設置市 においては、当該指定都市等又 は児童相談所設置市の長。以下 「都道府県知事等」という。) に報告する体制がとられている こと。

イ~エ 略

- オ 給食に関する基準は、次のとおりとする。
  - (ア) 調理室、<u>調理器具、配膳器</u> <u>具</u>、食器等の衛生管理が適切に 行われていること。

(イ)及び(ウ) 略

- カ 健康管理及び<u>安全管理に</u>関する 基準は、次のとおりとする。
  - (ア)~(オ) 略
  - (カ) 必要な医薬品<u>、医療用品等</u> が備えられていること。
  - (キ)~(ス) 略

- (チ) 事故が発生した場合には、 当該事故の状況及び事故に際し てとった処置について記録して いること。
- (ツ) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

# <u>(テ)</u> 略

(ト) 当該施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の交付が行われていること。

### (ナ) 略

(二) 職員及び保育している小学 校就学前子どもの状況を明らか にする<u>帳簿等</u>が整備されている こと。

# <u>(セ)</u> 略

()	ノ)	当該	施設	にお	3717	て提	供さ	れ
	る保	育サ	ービ	`スの	利見	制に	関す	つる
	契約	が成	立し	たと	きり	は、	その	利.
	用者	に対	l,	当該	契約	約の	内容	でを
	記載	した	書面					
				の交	付力	が行	われ	て
	いる	こと	0					

## (タ) 略

(チ) 職員及び保育している小学 校就学前子どもの状況を明らか にする<u>帳簿</u>が整備されている こと。

- (2) 児童福祉法第6条の3第9項又 | (2) 児童福祉法第6条の3第9項 は第12項に規定する業務を目的と する施設であって、1日に保育する 小学校就学前子どもの数が5人以下 であるもの 次に掲げる基準を満た していること。
  - ア 保育に従事する者の数及び資格 に関する基準は、次のとおりとす る。
    - (ア) 保育に従事する者の数が小 学校就学前子ども 3人 につき1人以上であること。た だし、家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準(平成2 6年厚生労働省令第61号)第 23条第3項に規定する家庭的 保育補助者とともに保育する場 合には、小学校就学前子ども5 人につき1人以上であること。
    - (イ) 保育に従事する者のうち、 1人以上は、保育士若しくは看 護師の資格を有する者又は都道 府県知事等が行う保育に従事す る者に関する研修(都道府県知 事等がこれと同等以上のものと 認める市町村長(特別区の長を 含む。) その他の機関が行う研 修を含む。以下同じ。)を修了 した者であること。

- に規定する業務を目的と する施設であって、1日に保育する 小学校就学前子どもの数が 5 人以下 であるもの 次に掲げる基準を満た していること。
- ア 保育に従事する者の数及び資格 に関する基準は、次のとおりとす る。
  - (ア) 保育に従事する者の数が小 学校就学前子どもおおむね3人 につき1人以上であること。

(イ) 保育に従事する者のうち、 1人以上は、保育士若しくは看 護師の資格を有する者又は都道 府県知事 が行う保育に従事す る者に関する研修(都道府県知 事 がこれと同等以上のものと 認める市町村長(特別区の長を 含む。)その他の機関が行う研 修を含む。以下同じ。)を修了 した者であること。

イ略

- ウ 前号ア(ウ)及び(エ)、ウ
   (ア)から(ウ)まで並びにエから力までに掲げる基準の全てを満たしていること。この場合において、同号オ(ア)中「調理室」とあるのは、「調理設備」と読み替えるものとする。
- (3) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設で あって、複数の保育に従事する者を 雇用しているもの 次に掲げる基準 を満たしていること。
  - ア 保育に従事する者の数が小学校 就学前子ども\_\_\_\_1人につき \_\_\_1人以上であること。<u>ただ</u> し、当該小学校就学前子どもがそ の兄弟姉妹とともに利用している 等の場合であって、保護者が契約 において同意しているときは、こ れによらないことができること。
  - イ 保育に従事する全ての者<u>(採用</u> <u>の日から1年を超えていない者を</u> <u>除く。)</u>が、保育士若しくは看護 師の資格を有する者又は<u>都道府県</u> <u>知事等</u>が行う保育に従事する者に 関する研修を修了した者であるこ と。
  - ウ 防災上の必要な措置を講じてい

イ略

ウ 前号ア(ウ)、ウ(ア)及び(ウ)、エ、オ並びにカに掲げる基準を満たしていること。

- (3) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設で あって、複数の保育に従事する者を 雇用しているもの 次に掲げる基準 を満たしていること。
  - ア 保育に従事する者の数が小学校 就学前子ども<u>おおむね</u>1人につき 原則1人以上であること。

イ 保育に従事する全ての者

一変が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は<u>都道府県</u>か事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ること。

工略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ (ア) から(エ) まで及び(カ) から(シ)まで並びにカ(ア)、 (エ)及び(キ)から(ニ)まで に掲げる基準の全てを満たしてい ること。この場合において、同号 エ(イ)中「なされた保育の計画 が定められている」とあるのは 「なされている」と、同号エ (ウ) 中「カリキュラムが設定さ れ、かつ、それ」とあるのは「保 育」と、同号エ(キ)中「施設 長」とあるのは「施設の設置者又 は管理者」と、同号カ(ア)中 「登園及び降園」とあるのは「預 <u>かり及び引渡し」と、同号カ</u> (キ)中「小学校就学前子どもが 感染症にかかっていることが分か った場合には、かかりつけ医の指 示に従うよう保護者に対し指示」 とあるのは「感染予防のための対 策」と、同号カ(コ)中「保育室 での」とあるのは「保育中の」 と、同号カ(テ)中「の見やすい 場所に掲示」とあるのは「に対し 書面等により提示等」と読み替え るものとする。

ウ略

エ 第1号ア(ウ)、ウ(ウ)、エ(ア)から(エ)まで及び(カ)から(シ)まで並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(チ)までに掲げる基準を満たしていること。この場合において、同号カ(セ)中「の見やすい場所に掲示」とあるのは、「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。

- (4) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設で あって、前号に掲げる施設以外のも の 次に掲げる基準を満たしている こと。
  - ア 保育に従事する者の数が小学校 就学前子ども1人につき1人以上 であること。ただし、当該小学校 就学前子どもがその兄弟姉妹とと もに利用している等の場合であっ て、保護者が契約において同意し ているときは、これによらないこ とができること。
  - イ 保育に従事する者が、保育士若 しくは看護師の資格を有する者又 は<u>都道府県知事等</u>が行う保育に従 事する者に関する研修を修了した 者であること。
  - <u>ウ</u> 防災上の必要な措置を講じてい <u>ること。</u>

工略

才第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)、(ク)、(ケ)、(サ)及び(シ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ニ)までに掲げる基準の全てを満たしていること。上の場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定めら

- (4) 児童福祉法第6条の3第11項 に規定する業務を目的とする施設で あって、前号に掲げる施設以外のも の 次に掲げる基準を満たしている こと。
  - ア 保育に従事する者が保育する小 学校就学前子どもの数が原則1人 であること。

イ 保育に従事する者が、保育士若 しくは看護師の資格を有する者又 は<u>都道府県知事</u>が行う保育に従 事する者に関する研修を修了した 者であること。

ウ略

 エ
 第1号ア(ウ)、ウ(ウ)、エ

 (ア)から(エ)まで、(カ)、

 (ク)、(ケ)、(サ)及び

 (シ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(チ)までに掲げる基準を満たしていること。

 を満たしていること。この場合において、同号カ(エ)中「採用時及び1年」とあるのは

れている」とあるのは「なされて いる」と、同号エ(ウ)中「カリ キュラムが設定され、かつ、そ れ」とあるのは「保育」と、同号 カ(ア)中「登園及び降園」とあ るのは「預かり及び引渡し」と、 同号力(エ)中「採用時及び1 年」とあるのは「1年」と、同号 カ(キ)中「小学校就学前子ども が感染症にかかっていることが分 かった場合には、かかりつけ医の 指示に従うよう保護者に対し指 示」とあるのは「感染予防のため の対策」と、同号カ(コ)中「保 育室での」とあるのは「保育中 の」と、同号カ (テ) 中「の見や すい場所に掲示」とあるのは「に 対し書面等により提示等」と、同 号カ(二)中「職員及び保育」と あるのは「保育」と読み替えるも のとする。

「1年」と、同号カ(セ)中「の 見やすい場所に掲示」とあるのは 「に対し書面により提示」と読み 替えるものとする。